

令和 6 年  
第 4 回 定例 市 議 会

# 条 例 議 案 等 参 考

阿 久 根 市



議 案 番 号	件 名	ペ ー ジ
52	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について	1
56	阿久根市役所出張所設置条例及び阿久根市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	4
57	阿久根市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7





<p>る議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務</p> <p>9 公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第2条の規定による市町村立の学校の非常勤の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償に関する事務</p>	<p>摩川内市，日置市，曾於市，霧島市，いちき串木野市，南さつま市，志布志市，奄美市，南九州市，伊佐市，始良市，三島村，十島村，さつま町，長島町，湧水町，大崎町，東串良町，錦江町，南大隅町，肝付町，中種子町，南種子町，屋久島町，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町，喜界町，徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町，与論町，いちき串木野市・日置市衛生処理組合，南薩地区衛生管理組合，沖永良部バス企業団，指宿南九州消防組合，指宿広域市町村圏組合，曾於北部衛生処理組合，南大隅衛生管理組合，中南衛生管理組合，阿久根地区消防組合，伊佐湧水消防組合，沖永良部衛生管理組合_____，伊佐湧水環境管理組合，大隅曾於地区消防組合，大隅肝属地区消防組合，伊佐北始良火葬場管理組合，曾於地域公設地方卸売市場管理組合，沖永良部与論地区広域事務組合，北薩広域行政事務組合，徳之島地区消防組合，曾於南部厚生事務組合，熊毛地区消防組合，大島地区消防組合，奄美群島広域事務組合，南薩介護保険事務組合，始良・伊佐地区介護保険組合，曾於地区介</p>	<p>る議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務</p> <p>9 公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第2条の規定による市町村立の学校の非常勤の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償に関する事務</p>	<p>摩川内市，日置市，曾於市，霧島市，いちき串木野市，南さつま市，志布志市，奄美市，南九州市，伊佐市，始良市，三島村，十島村，さつま町，長島町，湧水町，大崎町，東串良町，錦江町，南大隅町，肝付町，中種子町，南種子町，屋久島町，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町，喜界町，徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町，与論町，いちき串木野市・日置市衛生処理組合，南薩地区衛生管理組合，沖永良部バス企業団，指宿南九州消防組合，指宿広域市町村圏組合，曾於北部衛生処理組合，南大隅衛生管理組合，中南衛生管理組合，阿久根地区消防組合，伊佐湧水消防組合，沖永良部衛生管理組合，<u>大口地方卸売市場管理組合</u>，伊佐湧水環境管理組合，大隅曾於地区消防組合，大隅肝属地区消防組合，伊佐北始良火葬場管理組合，曾於地域公設地方卸売市場管理組合，沖永良部与論地区広域事務組合，北薩広域行政事務組合，徳之島地区消防組合，曾於南部厚生事務組合，熊毛地区消防組合，大島地区消防組合，奄美群島広域事務組合，南薩介護保険事務組合，始良・伊佐地区介護保険組合，曾於地区介</p>
---	--	---	---

	<p>護保険組合，種子島地区広域事務組合，徳之島地区介護保険組合，奄美大島地区介護保険一部事務組合，大隅肝属広域事務組合，公立種子島病院組合，鹿児島県後期高齢者医療広域連合，種子島産婦人科医院組合</p>		<p>護保険組合，種子島地区広域事務組合，徳之島地区介護保険組合，奄美大島地区介護保険一部事務組合，大隅肝属広域事務組合，公立種子島病院組合，鹿児島県後期高齢者医療広域連合，種子島産婦人科医院組合</p>
			

議案第56号参考 阿久根市役所出張所設置条例及び阿久根市公民館条例の一部を改正する条例の制定について関係新旧対照表  
 (第1条関係)

○ 阿久根市役所出張所設置条例(昭和27年阿久根市条例第7号)

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(出張所の設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため出張所を設ける。 2 出張所の位置、名称及び <u>所管区域</u> は、次のとおりとする。 位置 阿久根市大川 <u>8211番地1</u> 名称 阿久根市大川出張所 所管区域 大川一円	(出張所の設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため出張所を設ける。 2 出張所の位置、名称及び <u>管轄区域</u> は、次のとおりとする。 位置 阿久根市大川 <u>8219番地1</u> 名称 阿久根市大川出張所 管轄区域 大川一円

(第2条関係)

○ 阿久根市公民館条例(昭和54年阿久根市条例第1号)

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前																										
(設置) 第2条 本市に <u>      </u> 中央公民館、地区公民館及び分館(以下「公民館」という。)を設置し、その名称及び位置は、 <u>次の</u> とおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阿久根市中央公民館</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>阿久根市脇本地区公民館</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>阿久根市大川地区公民館</td> <td>阿久根市大川<u>8211番地1</u></td> </tr> <tr> <td>阿久根市中央公民館鶴見分館</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>阿久根市脇本地区公民館隼人分館</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>阿久根市大川地区公民館分館</td> <td>阿久根市大川<u>8219番地1</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	阿久根市中央公民館	(略)	阿久根市脇本地区公民館	(略)	阿久根市大川地区公民館	阿久根市大川 <u>8211番地1</u>	阿久根市中央公民館鶴見分館	(略)	阿久根市脇本地区公民館隼人分館	(略)	阿久根市大川地区公民館分館	阿久根市大川 <u>8219番地1</u>	(設置) 第2条 <u>阿久根市に</u> 中央公民館、地区公民館及び分館(以下「公民館」という。)を設置し、その名称及び位置は、 <u>次の</u> とおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阿久根市中央公民館</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>阿久根市脇本地区公民館</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>阿久根市大川地区公民館</td> <td>阿久根市大川<u>8219番地1</u></td> </tr> <tr> <td>阿久根市中央公民館鶴見分館</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>阿久根市脇本地区公民館隼人分館</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	阿久根市中央公民館	(略)	阿久根市脇本地区公民館	(略)	阿久根市大川地区公民館	阿久根市大川 <u>8219番地1</u>	阿久根市中央公民館鶴見分館	(略)	阿久根市脇本地区公民館隼人分館	(略)
名称	位置																										
阿久根市中央公民館	(略)																										
阿久根市脇本地区公民館	(略)																										
阿久根市大川地区公民館	阿久根市大川 <u>8211番地1</u>																										
阿久根市中央公民館鶴見分館	(略)																										
阿久根市脇本地区公民館隼人分館	(略)																										
阿久根市大川地区公民館分館	阿久根市大川 <u>8219番地1</u>																										
名称	位置																										
阿久根市中央公民館	(略)																										
阿久根市脇本地区公民館	(略)																										
阿久根市大川地区公民館	阿久根市大川 <u>8219番地1</u>																										
阿久根市中央公民館鶴見分館	(略)																										
阿久根市脇本地区公民館隼人分館	(略)																										
別表(第12条関係) 1 施設使用料	別表(第12条関係) 1 施設使用料																										

区 分		使用料		
		9時～12時	12時～17時	17時～22時
脇本地区 公民館	(略)	(略)	(略)	(略)
大川地区 公民館	会議室1	180	270	550
	会議室2	180	270	550
	会議室3	180	270	550
中央公民館 鶴見分館	(略)	(略)		
脇本地区 公民館 隼 人分館	研修室A	330	440	770
	研修室B	330	440	770
	研修室C	330	440	770
	研修室D	330	440	770
	屋内運動場	440	440	1,100
	照明施設1時間につき	440		
大川地区 公民館分 館	講堂	330	440	880
	調理室	440	550	1,100
	その他の室	220	330	660

備考 (略)

## 2 冷暖房使用料

施設	会議室名	冷暖房(1時間につき)
脇本地区公民館	第1集会室	550円
	第2集会室	550円
	会議室(ステージ)	330円
	図書室	110円
	会議室	220円
	研修室(和室)A	110円
	研修室(和室)B	110円

区 分		使用料		
		9時～12時	12時～17時	17時～22時
脇本地区 公民館	(略)	(略)	(略)	(略)
大川地区 公民館	講堂	330	440	880
	調理室	440	550	1,100
	その他の室	220	330	660
中央公民館 鶴見分館	(略)	(略)		
脇本地区 公民館 隼 人分館	研修室A	330	440	770
	研修室B	330	440	770
	研修室C	330	440	770
	研修室D	330	440	770
	屋内運動場	440	440	1,100
	照明施設1時間につき	440		

備考 (略)

## 2 冷暖房使用料

施設	会議室名	冷暖房
脇本地区公民館	第1集会室	1時間につき 550円
	第2集会室	// 550
	会議室(ステージ)	// 330
	図書室	// 110
	会議室	// 220
	研修室(和室)A	// 110
	研修室(和室)B	// 110

大川地区公民館	会議室 1	100円	大川地区公民館	講堂	// 220
	会議室 2	100円		その他の室	// 100
	会議室 3	100円			
大川地区公民館分館	講堂	220円			
	その他の室	100円			

議案第57号参考 阿久根市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について関係新旧対照表

○ 阿久根市子ども医療費の助成に関する条例（昭和48年阿久根市条例第33号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p><u>阿久根市子ども医療費の給付に関する条例</u></p>	<p><u>阿久根市子ども医療費の助成に関する条例</u></p>
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、もって子どもの健康の保持増進を図るために行う子どもに係る医療費の<u>給付</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（削る。）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、もって子どもの健康の保持増進を図るために行う子どもに係る医療費の<u>助成</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 （略）</p> <p><u>2 この条例において「助成対象児」とは、医療保険各法に規定する被保険者又は被扶養者である子どもで、阿久根市の区域内に住所を有するもの（当該子どもが修学その他の理由により阿久根市の区域外に住所を有する場合、当該子どもを現に監護している者が阿久根市の区域内に住所を有するときは、当該子どもは阿久根市の区域内に住所を有するものとみなす。）をいう。ただし、次に掲げる者を除く。</u></p> <p><u>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者</u></p> <p><u>(2) 阿久根市重度心身障がい者医療費助成条例（昭和49年阿久根市条例第43号）の規定により、医療費の助成を受けることができる者（市町村民税非課税世帯の子どもを除く。）</u></p> <p><u>(3) 阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和51年阿久根市条例第12号）の規定により、医療費の助成を受けることができる者（市町村民税非課税世帯の子どもを除く。）</u></p> <p><u>3～4 （略）</u></p> <p><u>6 この条例において「市町村民税非課税世帯」とは、保険給付があった月の属する年度（当該保険給付のあった月が4月から7月までの場合にあっては</u></p>
<p><u>2～4</u> （略）</p> <p>（削る。）</p>	<p><u>3～4</u> （略）</p> <p><u>6 この条例において「市町村民税非課税世帯」とは、保険給付があった月の属する年度（当該保険給付のあった月が4月から7月までの場合にあっては</u></p>

(対象者)

第3条 医療費の給付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有し、かつ、医療保険各法の規定による被保険者、被扶養者若しくは組合員である子どもを現に監護している者又は自ら医療費を負担している子どもとする。ただし、これらの者が、次の各号のいずれかに該当するものであるときは、対象者から除くものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者
- (2) 阿久根市重度心身障がい者医療費助成条例（昭和49年阿久根市条例第43号）の規定により医療費の助成を受ける者
- (3) 阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和51年阿久根市条例第12号）の規定により医療費の助成を受ける者

(医療費の給付)

第4条 市長は、子どもが病院、診療所、薬局その他の療養機関（以下「保険医療機関等」という。）において保険給付を受けたときは、保険医療機関等に対して医療費を支払うことにより、対象者に医療費を給付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、対象者に対して、直接、医療費を給付するものとする。
- 3 給付する医療費の額は、月の初日から末日までの間における保険給付に係る一部負担金の合計額に相当する額とする。ただし、対象者が次の各号に掲げる給付を受けるときは、当該各号に定める給付に係る額に相当する額を控除した額とする。

その前年度）に、市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法に規定する特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定により課される場合を除く。）をいう。）が助成対象児の属する世帯員の全てについて課されていない世帯をいう。

(助成対象者)

第3条 子どもに係る医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、助成対象児を現に監護している者（阿久根市の区域内に住所を有する者に限る。）又は自らが医療費を負担する助成対象児とする。

(助成)

第4条 市長は、助成対象児の受けた保険給付に係る一部負担金を病院、診療所、薬局その他の療養機関（以下「保険医療機関等」という。）に支払った助成対象者に対して、子ども医療費助成金（以下「助成金」という。）を支給する。ただし、市町村民税非課税世帯の助成対象児が受けた保険給付に係る一部負担金については、当該助成対象者に代わり、市長が保険医療機関等に支払うことにより、助成金の支給があったものとみなす。

(新設)

- 2 助成金の額は、子ども1人1月の医療費に係る一部負担金の額とする。この場合において、当該助成対象者が次に掲げる給付を受ける時は、当該助成対象者が支払った一部負担金から当該給付の額に相当する額を減じた額をもって、当該対象者の一部負担金とみなす。

(1)～(4) (略)

4 前項の規定にかかわらず、市長は、子どもに係る医療費の給付を受ける対象者が当該給付に係る医療に関し医療機関に証明手数料を支払ったときは、証明1件につき50円を限度として給付する。

(受給資格の登録)

第5条 対象者は、規則で定めるところにより、市長の子ども医療費受給資格者登録（以下「登録」という。）を受けなければならない。

2 登録を受けた対象者は、登録事項に変更を生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。この場合において、受給資格者が自ら届け出ることができないときは、その事情を明らかにして、他の者が届け出ることができるものとする。

(課税状況の届出)

第6条 対象者は、子どもの属する世帯員の全てについて、課税状況が確認できる証明書等を市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該証明書等により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該証明書等の届出を省略させることができる。

(受給資格者証の交付)

第7条 市長は、登録を行ったときは、受給資格者に対して、子ども医療費受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）を交付する。

(受給資格者証の提示)

第8条 受給資格者は、子どもが保険給付を受けようとするときは、その都度受給資格者証を提示しなければならない。

(医療費の給付の請求及び申請)

第9条 市長は、受給資格者が前条の規定により県内の保険医療機関等で受給資格者証を掲示して保険給付を受けたときは、鹿児島県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金鹿児島支部からの請求により、第4条第1項の規定による支払をするものとする。

2 受給資格者は、第4条第2項の規定により医療費の給付を受けるときは、

(1)～(4) (略)

3 前項の規定にかかわらず、市長は、助成対象児に係る医療費の助成を受ける者が当該助成に係る医療に関し医療機関に支払った証明手数料のうち助成、証明1件につき50円を限度として助成する。

(受給資格の登録)

第5条 助成対象者は、規則で定めるところにより、市長の助成金受給資格者登録（以下「登録」という。）を受けなければならない。

2 登録を受けた助成対象者は、登録事項に変更を生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。この場合において、受給資格者が自ら届け出ることができないときは、その事情を明らかにして、他の者が届け出ることができるものとする。

(課税状況の届出)

第5条の2 助成対象者は、助成対象児の属する世帯員の全てについて、課税状況が確認できる証明書等を市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該証明書等により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該証明書等の届出を省略させることができる。

(受給資格者証の交付)

第6条 市長は、登録を行ったときは、受給資格者に対して、子ども医療費助成金受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）を交付する。

(被保険者証等の提示)

第6条の2 助成対象児が保険給付を受けようとするときは、その都度医療保険各法に規定する被保険者等であることを証する書面（以下「被保険者証」という。）とともに受給資格者証を提示しなければならない。

(助成金の支給申請)

第7条 受給資格者は、助成金の支給を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 受給資格者が前条の規定により県内の保険医療機関等で被保険者証と受給

<p><u>規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。</u></p> <p>3 前項の規定による申請は、<u>子ども</u>が保険給付を受けた日の属する月の翌月から起算して12月を超えるときは行うことができない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。</p> <p><u>(医療費の額の決定)</u></p> <p>第10条 市長は、<u>前条第1項の規定による請求又は同条第2項の規定による申請があった</u>ときは、その内容を審査して給付する<u>医療費の額</u>を決定し、<u>給付</u>する。</p> <p><u>(医療費の返還)</u></p> <p>第11条 市長は、<u>医療費の給付</u>を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に給付した<u>医療費</u>の全部又は一部を返還させるものとする。</p> <p>(1) 偽りその他不正な行為により<u>医療費の給付</u>を受けたと認められるとき。</p> <p>(2) <u>子ども</u>の受けた保険給付の原因が第三者の行為によって生じたものである場合において、当該第三者が損害を賠償したとき。</p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第12条 (略)</p>	<p><u>資格者証を提示して保険給付を受けたときは、当該保険医療機関等から提供される情報に基づき、鹿児島県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金鹿児島支部から市長に当該保険給付に係る費用額その他助成金の算定に必要な事項が通知されたことをもって、前項の規定による助成金の申請があったものとみなす。</u></p> <p>3 第1項の申請は、<u>助成対象児</u>が保険給付を受けた日の属する月の翌月から起算して12月を超えるときは行うことができない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。</p> <p><u>(助成金の支給)</u></p> <p>第8条 市長は、<u>前条第1項の申請があったとき、又は同条第2項の規定による申請があったものとみなされる</u>ときは、その内容を審査して助成金の<u>額</u>を決定し、<u>当該申請に係る受給資格者に助成金を支給</u>する。</p> <p><u>(助成金の返還)</u></p> <p>第9条 市長は、<u>助成金の支給</u>を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に<u>支給した助成金</u>の全部又は一部を返還させるものとする。</p> <p>(1) 偽りその他不正な行為により<u>助成金の支給</u>を受けたと認められるとき。</p> <p>(2) <u>助成対象児</u>の受けた保険給付の原因が第三者の行為によって生じたものである場合において、当該第三者が損害を賠償したとき。</p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第10条 (略)</p>
--	---

(附則関係)

○ 阿久根市個人番号の利用等に関する条例 (平成27年阿久根市条例第29号)

(下線の部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表第1 (第4条関係)		別表第1 (第4条関係)	
機関	事務	機関	事務
1 市長	<u>阿久根市子ども医療費の給付に関する条例 (昭和48年阿久根市条例第33号) による医療費の給付に関する事務</u> であって規則で定めるもの	1 市長	<u>阿久根市子ども医療費の助成に関する条例 (昭和48年阿久根市条例第33号) による医療費の助成に関する事務</u> であって規則で定めるもの

--	--

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	阿久根市子ども医療費の給付に関する条例による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
2 市長	阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		(略)
	阿久根市子ども医療費の給付に関する条例による医療費の給付に関する情報であって規則で定めるもの	(略)

--	--

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	阿久根市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
2 市長	阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		(略)
	阿久根市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの	(略)